

# ブリストル・マイヤーズ スクイブ カンパニー

## 上級財務役員倫理規範

### 原 則

当社はプレッジで述べているように、株主、顧客、取引先、提携先、そして私たちが生活し仕事をする地域との関係で最高水準の道徳的・倫理的行動を維持していくことをその長年の方針としています。当社は全ての従業員に、職業人として、会社の評判を高め、不適當な私的行為・商行為と見られる恐れのある行為をも回避する仕方で振る舞うことを要請します。

この上級財務役員倫理規範（以下「規範」）は、ブリストル・マイヤーズ スクイブ カンパニー（以下「会社」）または同等組織の最高経営責任者、最高財務責任者、財務・業務コントローラー、トレジャラー、主要事業部の長（以下「上級財務役員」と一括）に適用されます。本規範は、会社の取締役会の全取締役、上級管理職、従業員の行動を規定する基本原則と重要方針・手続きを定めた業務倫理基準（以下「業務基準」）を補足するものです。上級財務役員には、業務基準、本規範の他、会社が従業員に示しているその他の方針・手続きに定められている要件およびガイドラインを遵守する義務があります。

本規範の規定について質問がある場合、本規範と適用可能な法律あるいは特定の状況下の自身または他人の行動との間に明白な食い違いがある場合は、本規範末尾の「遵守手続き」に従ってください。

上級財務役員は、適用可能な法律が本規範と食い違う場合を除き、本規範を遵守することが要請されます。本規範の規定は厳密に施行され、違反者は、最高解雇を含む懲戒処分の対象となります。

### 公正で倫理的な行動

#### 1. 法律・規則の遵守

上級財務役員は、職務を遂行するにあたり、適用可能な法律・規則を遵守し、最高水準の業務倫理基準に従うことが要請されます。上級財務役員は、自身の職務に適用可能な法律・規則に関する情報に常に通じていること、また直属の部下にも同様の情報に通じさせることが要請されます。これに関する助言は、法務部のカウンセラー〔法律顧問〕、その他の情報源から必要に応じて求めてください。

## 2. 完全かつ公正な開示

上級財務役員は、会社が証券取引委員会に提起または提出する全ての報告書・文書、および会社が行なうその他全ての公的コミュニケーションにおいて、適用可能な全ての法律・規則を遵守し、会社の情報を完全に、公正に、正確に、わかりやすく、時宜を得て開示し、またそのような開示を促進することが要請されます。これを推進するために、上級財務役員は次のことに責任を負います。

- ・ 会社の帳簿・記録が、適用可能な会計方針・法律・規則に依拠して維持されるようにすること
- ・ 財務情報が、確実に記録され、処理され、また、財務情報を含む定期報告その他の公的コミュニケーションが完全で正確で時宜を得たものとなるよう、その作成担当者に確実に伝達されるようにするための、内部統制および手続き、開示統制および手続きを確立・維持すること

## 3. 利益相反関係

上級財務役員は、利益相反状況を避けることが要請されます。ある人の私的利益が何らかの形で会社の利益と衝突する、または衝突すると思われる場合、利益相反関係が生じます。業務基準に挙げられている利益相反関係に加え、上級財務役員は、利益相反関係または利益相反と見られる恐れのある関係を生じる可能性のある下記の行為を回避しなければなりません。

- ・ 会社の方針・手続きに従って正式な承諾・承認を得ていない何らかの便益を、会社から受けること
- ・ 取締役会の書面による事前の承認なしに、会社またはその関連会社との合併事業、提携、その他の事業契約に参加すること
- ・ 会社との取引に関連して、クライアント、納入先、その他に対して提供する助言やサービスへの報酬または支払いとして、直接的または間接的に、第三者から金銭または何らかの便益を受けること

上級財務役員は、配偶者などの重要な他者、子供、親、姻戚、またはその上級財務役員が家族関係にある他の誰かが、会社の競争相手、顧客または納入先（以下「事業提携先」）であるか、またはそのいずれかによって雇用されている場合には、かならずオフィス・オブ・コーポレート・コンダクトまたはジェネラル・カウンセルに開示届出しなければなりません。会社は、利益相反関係または利益相反と見られる恐れのある関係の程度と、その問題の解決方法を評価検討します。会社は必要に応じて、その状況を取締役に開示します。上級財務役員は、事業提携先に会社の秘密情報を不注意に漏らしたり、事業

提携先に関係する決定事項に会社を代表して関与したりすることのないよう、十分用心しなければなりません。

利益相反関係が存在する、または存在すると思われる状況を全て挙げることは不可能なので、当社は上級財務役員の誠実さと分別に頼らざるをえません。疑問が生じた場合は、上級財務役員はジェネラル・カウンセルまたはオフィス・オブ・コーポレート・コンダクトのカウンセルに相談してください。利益相反関係または利益相反関係のおそれがあると気付いた上級財務役員は、そのことをジェネラル・カウンセルまたはオフィス・オブ・コーポレート・コンダクトのカウンセルへ伝えなければなりません。

#### 4. 取引機会

上級財務役員が正当に会社のものである取引機会から個人的に利益を得るのは、会社への背任行為となります。上級財務役員が、会社の書面による事前の同意や取締役会の承認なしに、会社の財産、情報または立場を通して見出した機会を個人的に利用することは禁じられています。上級財務役員は、会社の財産、情報または立場を、不適切な個人的利益のために使ってはならず、会社と競合してはなりません。また上級財務役員は、会社の正当な利益を促進する機会がある場合、そのような利益を促進する義務を会社に対して負います。

#### 5. 守秘義務

上級財務役員には、会社やその顧客、または会社と取引のある他者から委ねられた非公開の占有情報について守秘義務があります。ただし、開示が承諾された場合や法的に義務付けられた場合はその限りではありません。開示が承諾された場合や義務付けられた場合は、法務部のカウンセルはその旨関係者に通知することがあります。この原則は、口頭・書面・電子メールの如何を問わず、全てのコミュニケーションに適用されます。占有情報の例は、業務基準に明記されています。また全ての上級財務役員は、会社の「占有情報保護に関する方針」を十分に理解し、遵守することが要請されます。

全ての従業員が、雇用条件として、会社の占有情報に関する守秘義務を守り、そのような情報を雇用期間に限り使用するとした同意書に署名していることを忘れないことが重要です。この義務は、従業員が会社を辞めた後も適用されます。

#### 6. インサイダー取引

会社その他の事業体に関する重要な非公開情報にアクセスできる上級財務役員は、会社その他の事業体の証券株式の取引をする目的、あるいは会社の事業活動以外の目的で、そのような情報を利用または共有することを禁じられています。重要な非公開情報は、全

て機密情報と見なされなければなりません。上級財務役員は、会社株式の取引に関する事前承認の手続きを遵守しなければなりません。また全ての上級財務役員は、会社の「証券取引に関する方針」を読み、理解していることを認証しなくてはなりません。

## 7. 公正な取引

上級財務役員は、顧客、納入先、その他と共有する機密情報や占有情報を尊重し、保護することが要請されます。会社を代表して行動する上級財務役員は、虚偽または誤解を招く陳述などの不正な慣行、非倫理的な慣行または違法な慣行を通じて他者を不当に利用してはなりません。

## 8. 会社資産の保護と適正な使用

全ての上級財務役員は、占有情報を含む会社資産を保護し、その効率的な活用を徹底しなければなりません。窃盗、不注意、無駄は、会社の収益性に直接的に影響します。全ての会社資産（会社の設備を含む）は、正当な事業目的に限って使用されなければなりません。会社資産の乱用、詐欺行為または窃盗の疑いがある場合は、ただちに報告され調査に付されなければなりません。

## 9. 違法な行動や非倫理的行動の報告の奨励

上級財務役員は、倫理的行動を促進し、適用可能な法律・規則を遵守する企業文化を創出することが要請されます。上級財務役員は、進んで次のような環境を作らなければなりません。

- ・会社が従業員に、特定の状況で行動の最善の道筋が分からない場合には上司やマネージャーなど、しかるべき者とオープンにコミュニケーションすることを奨励している
- ・会社が従業員に、法律・規則の違反をしかるべき者に報告することを奨励している
- ・会社が従業員に、善意からなされた報告にはいかなる報復も認められないことを周知させている

## **遵守手続き**

### 1. 管 理

私たち全員が、本規範を遵守し、違反に対し迅速かつ一貫した措置を講じるよう努めなければなりません。本規範は一般的なガイドラインを明記したものであり、生じる可能性のある全ての具体的な状況を取り上げてはいません。従って、疑問がある場合または報告すべきであると思われる問題がある場合の対応手順が定められています。オフィ

ス・オブ・コーポレート・コンダクトは、疑問が生じた場合には、本規範ならびに業務基準の解釈と適用についてガイダンスを与える責任があります。

## 2. 違反の報告

上級財務役員は、ジェネラル・カウンセル、最高コンプライアンス責任者、またはオフィス・オブ・コーポレート・コンダクトのカウンセルに本規範の違反と疑われる事例を報告しなければなりません。上級財務役員が事件について上記の者と話し合うのが不都合な場合は、直接、監査委員会の委員に報告することもできます。会社は、上級財務役員が善意で行った不正行為の報告に対して報復を認めません。

また上級財務役員は、本規範の規定に疑問がある場合、本規範と適用可能な法律との間に明白な食い違いがある場合、あるいは特定の状況で行動の最善の道筋が分からない場合は、ジェネラル・カウンセル、最高コンプライアンス責任者、オフィス・オブ・コーポレート・コンダクトのカウンセルに自由に話すことができます。

## 3. アカウンタビリティ

報告された違反は、全てすみやかに調査され、可能な限り極秘扱いとされます。上級財務役員は、不正行為の内部調査に全面的に協力することが要請されます。規範違反の行為を防止するために、また発生した違反行為を発見から可能な限りすみやかに停止・是正するために、あらゆる合理的措置が講じられます。本規範や会社のその他の方針・手続きに違反した上級財務役員は、最高解雇を含む懲戒処分の対象となります。場合によっては、会社は本規範の違反を適当な法執行機関に報告しなければならないかもしれません。私たちはまた、上級財務役員に対し、行政機関による調査に全面的に協力することを要請します。

また上級財務役員が違反を指示または承認した場合、あるいは違反を知りながら、会社の方針に従ってそれをすみやかに報告し是正しなかった場合も、最高解雇を含む懲戒処分の対象となります。

## 4. 規範の修正と適用除外

本倫理規範の適用除外や大幅な修正については、取締役会の監査委員会が承認するものとします。そのような適用除外や修正は、全て法律または規則に従い、すみやかに開示されるものとします。